

「一定水準以上の医療機関に包括的に混合診療を解禁すべき」との意見について

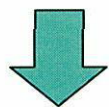
規制改革・民間開放推進会議の考え方

「一定水準以上の医療機関に包括的に
(=医療技術を問わず) 解禁すべき」

➡ 医療機関の水準を一律に設定

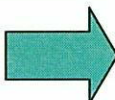
(例示のあった水準の例)

- 特定機能病院(全国81病院)
- 臨床研修指定病院(全国約2,200病院)



医療技術ごとに必要な専門性、設備等は異なる。

すべての医療技術に通ずる医療機関の水準の一律の設定は困難



保険診療との併用サービスの範囲は医療機関の判断で画定され、有効性・安全性は事後検証

事前確認を経ない場合には、安全性に関し、重大な問題を引き起こすおそれあり。事後検証方式は無理

また、例えば大学病院であれば、本来、研究費で行うべき先端的・学術的診療も、大学病院自らの判断により、保険料財源からの支出を受けながら行うことが可能となってしまう。

厚生労働省の考え方

「医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能な仕組みを新たに設ける。」

➡ 医療機関の水準を医療技術ごとに設定

医療技術ごとに医療機関の水準を設定して、約100技術、約2,000医療機関に拡大可能

実質的に「一定水準以上」の医療機関への拡大に対応できる上に、技術によってはむしろより広い範囲の医療機関で実施可能



医療技術ごとに有効性・安全性を事前確認

例えば大学病院であれば、大半の医療技術について、一定水準の要件を満たす。

(いわば、有効性・安全性を確保した上での無理のない解禁)